

やさしい裁判・法律の話

西神中央法律事務所

弁護士 関 通 孝

遺言書について その2

2, 自筆証書遺言について

自筆証書遺言は、自分(遺言者)が、遺言全文、日付、氏名を自分で手書して押印する遺言書です。

遺言書の本文は、パソコンや代筆で作成できませんが、民法改正によって、平成31年(2019年)1月13日以降、財産目録をパソコンや代筆でも作成することができるようになりました。

なお、財産目録は、預金通帳の写しや不動産(土地・建物)の登記事項証明書などの資料を添付する方法で作成することができますが、その場合には、すべてのページに署名と押印が必要となります。

自筆証書遺言の長所・短所は以下の通りです。

(1) 自筆証書遺言の長所

- ・作成に費用がかからず、いつでも気軽に書き直せること。
- ・遺言の内容を自分以外に秘密にすることができること。

(2) 自筆証書遺言の短所

- ・一定の要件を満たしていないと、遺言が無効となってしまうこと。
- ・遺言書が紛失したり、忘れ去られたりするおそれがあること。
- ・遺言書が勝手に書き換えられたり、捨てられたり、隠されたりするおそれがあること。
- ・遺言者の死亡後、遺言書の保管者や相続人が家庭裁判所に遺言書を提出して、検認の手続きをとる必要があること。

なお、自筆証書遺言の短所を解消することを目的として、令和2年(2020)7月10日から、「自筆証書遺言保管制度」がスタートしました。

今回は「自筆証書遺言保管制度」についてお話しします。

